

令和6年度補正予算・令和7年度予備費

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

(低所得世帯支援枠・推奨事業メニュー)

地方公共団体職員向け Q&A (第7版／令和7年12月25日)

- 本 Q&A は、以下の予算措置に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の取扱を明確化するためのものです。
令和6年度補正予算・・・低所得世帯支援枠・推奨事業メニュー
令和7年度予備費・・・推奨事業メニュー
- 低所得世帯支援枠については、このほか、給付金・定額減税一体支援枠のQ&Aについても適宜ご参照ください。
- 第6版から内容に変更のあった Q&A は、見出し冒頭に「★」を付すとともに、変更箇所にアンダーラインを付しています。

目 次

1 令和6年度低所得世帯支援枠について	13
1-1 今般の給付金の趣旨及び事務の性格は何か。	13
1-2 本給付金の法的性格は何か。	13
1-3 本給付金の支給については、行政不服審査の対象となるか。	13
1-4 本給付金は、課税の対象となるか。	13
1-5 本給付金は、差押えの対象となるか。	13
1-6 低所得世帯への支援として現金を給付する場合、どのような世帯に対する給付金が、差押禁止・非課税の対象となるのか。	14
1-7 本給付金は、市町村ごとで特定公的給付の指定を受ける必要があるか。	15
1-8 交付限度額の考え方及び留意事項如何。	15
1-9 支援した世帯数のうち令和6年度分の住民税非課税世帯数の確認方法如何。	15
1-10 一世帯あたり3万円、こども一人当たり2万円とする理由は何か。	16
1-11 低所得世帯の中でも、各世帯の人数や収入・所得によって給付額	

に差を設けることは可能か。	16
1-12 地域の実情に応じて、令和6年度住民税非課税世帯以外（家計急変世帯、令和6年度分の住民税均等割のみ課税世帯、令和5年度分の住民税非課税世帯、生活保護世帯（医療扶助等）等）の低所得世帯を支援対象とすることはよいか。	16
1-13 給付対象者による確認書や申請書等の提出期限や、市町村による対象世帯への支出決定の期限はいつか。また、交付限度額（追加分）の算定に当たり、各市町村が実施した事業における支援世帯数及び追加非課税世帯数等を調査する予定とされているが調査はいつ実施するのか。	16
1-14 低所得世帯への支援の方法は現金給付に限られるか。	17
1-15 令和6年度低所得世帯支援枠の給付について、商工会等に委託し、現金支給ではなく、商品券等の配布事業として実施する場合の支出決定期限の取扱い如何。	17
1-16 特別な配慮を要する者（配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、措置入所等児童、措置入所等障害者・高齢者）は支援の対象となるか。	17
1-17 生活保護世帯は支援の対象となるか。	18
1-18 支援対象に、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより市町村民税均等割を全額免除された世帯を含めた場合、交付限度額の算定に当たって当該世帯は算定対象となるか。	18
1-19 修正申告等により、市町村民税均等割が非課税となった場合、どのような取扱いとなるか。	18
1-20 低所得世帯支援を行うに当たり、事務費が配分された交付限度額を超える場合、不足分は手当されるのか。	19
1-21 低所得世帯支援枠を活用した事業は、令和6年12月13日基準としなければならないか。	19
1-22 低所得世帯支援枠を活用した事業を実施しなくても良いか。 ..	19
1-23 低所得世帯支援枠を住民税非課税世帯以外の生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業に充当することは可能か。	19
1-24 低所得世帯支援枠に係る交付限度額のうち事務費分として通知された交付限度額について、事務費以外の低所得世帯へ給付する原資等に充当しても良いか。	20
1-25 事業の実施に必要な契約の締結については、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金における取扱いと同様、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号等の規定	

に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないとき に該当するものとして随意契約が容認されるか。	20
1-26 未申告者を所得がないものとして取扱い、支援対象に含めても良 いか。また、当該世帯を支援対象に含めた場合、交付限度額の算定 に当たって当該世帯は算定対象となるか。	21
1-27 支援対象に住民税非課税世帯以外も含める場合に、配分された事 務費を住民税非課税世帯以外への支援に伴い生じた事務費に活用し ても良いか。	21
1-28 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除く とあるが、具体的にはどのような範囲となるか。	21
1-29 課税者の被扶養者であるが、市外で一人暮らし等をしており、非 課税世帯となっている場合は、本人からの被扶養である旨の申告に より、対象外となるが、課税者の被扶養者であるかは、本人の申告 のみで確認すればよく、自治体において調査は不要か。	21
1-30 住民税が課税されている配偶者の被扶養者（無収入）であった者 が、基準日の翌日以降に離婚した場合、当該離婚後の世帯は、住民 税非課税世帯に対する給付の対象となるか。	22
1-31 従前、「夫（世帯主）・妻・子」により構成していた世帯が、基準 日において既に離婚済みで、「父（世帯主）」世帯と「母（世帯主）・ 子」世帯とに分かれている場合（父母逆の場合も同様。以下同じ。）、 それぞれの世帯として基準日において各給付の支給対象となるか否 かの判断がされるが、仮に、基準日において「離婚協議中」であつ た場合等も、同様に取り扱うことはできるか。	22
1-32 従前、「夫（世帯主）・妻・子」により構成していた世帯が、基準 日後に離婚し、「父（世帯主）」世帯と「母（世帯主）・子」世帯とに 分かれた場合、住民税非課税世帯への給付及びこれに付隨すること も加算の取扱いはどうなるか。	22
1-33 課税情報がいずれの市町村にもない者（令和6年1月2日以降に 国外から転入してきた者等）を含む世帯については、交付限度額の 算定対象となるか。	23
1-34 基準日以降に出生したことものは対象となるか。また、この場合の ことでも加算支援世帯数について、どのように算定すべきか。	23
1-35 基準日以降に出生した新生児にかかるこども加算の支給について、 下記の場合の取扱いはどうなるか。	23
1-36 単身で寮に入っているこどもなど、同一世帯員として住民基本台 帳に記録されてはいないが、生計が同一である18歳以下のこどもは	

対象となるか。	25
1-37 住民税非課税世帯への給付と子ども加算は合わせて支給が可能か。	25
1-38 世帯主が18歳以下の児童本人となる単身世帯（住民税非課税世帯）の場合、子ども加算の対象となるか。また、18歳以下の児童のみからなる世帯の場合はどうか。	25
1-39 こども加算の基礎となる給付が未申請（未支給）であっても、要件に該当すればこども加算のみ支給してよいか。	26
1-40 措置入所児童、里親に委託されている児童、母子生活支援施設に保護者とともにに入所している児童について、それぞれこども加算の取扱いはどうなるか。	26
1-41 基準日において、海外に留学している等、海外に居住している児童はこども加算の対象となるか。	26
1-42 基準日以降に支給対象者（世帯主）が死亡、海外転出等した場合の取扱いはどうなるか。また、こども加算の対象児童に同様の事情変更が生じた場合はどうか。	27
1-43 給付支援サービス活用枠について、「導入料金、基本料金及び利用料金」として通知された交付限度額について、「サービス内振込（金融機関連携）などのオプション料金」に充当しても良いか。 .	28
 2 推奨事業メニューについて	29
2-1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付対象事業は、どのような事業か。	29
2-2 ○○事業は対象となるか。	29
2-3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。	30
2-4 実施計画に記載する事業は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～に掲載されている具体的な施策と一致する事業でなければならないのか。	30
2-5 地方公共団体の令和6年度当初予算もしくは補正予算に計上される事業及び令和6年度予算に計上された予備費により実施される事業について、令和7年度実施計画に記載できるか。	30
2-6 令和6年度実施計画に基づき交付される交付金と令和7年度実施計画に基づき交付される交付金の間で流用はできるか。	31
2-7 地方公共団体の令和6年度予算に計上され、令和6年4月1日から	

実施される事業は、令和6年度の交付決定前に着手した事業であっても対象となるか。 ..	31
2-8 市町村が交付金を活用して実施する地方単独事業に対して、都道府県が補助する場合、同交付金を活用できるか。 ..	31
2-9 地方公共団体の職員の人事費は対象となるか。 ..	31
2-10 任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当は対象となるか。 ..	32
2-11 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も交付金の対象になるのか。 ..	32
2-12 ハード事業は対象となるのか。 ..	32
2-13 用地費は対象となるか。 ..	32
2-14 貸付金・保証金は対象となるか。 ..	32
2-15 出資金は本交付金の対象となるか。 ..	33
2-16 リース契約による場合は、交付金の活用対象となるか。 ..	33
2-17 利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となるか。 ..	33
2-18 国の補助金等への上乗せに交付金を使用することは可能か。 ..	33
2-19 特定の事業者等に対する支援に交付金を使用することは可能か。 ..	34
2-20 2-19の回答について、「支援対象を不特定多数の者から公募手続き等を経て選定するもの」とは具体的にはどのようなものか。 .	35
2-21 物価高騰の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当できるか。 ..	35
2-22 固定資産税や住民税の減免に交付金を充当できるか。 ..	36
2-23 国庫補助事業等の地方負担分は対象となるか。 ..	36
2-24 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関して、令和5年11月6日付け事務連絡において、実施計画においては、原則として、事業開始後次年度以降のランニングコストとなる保守費用等は地方公共団体自身で確保することを前提とされたいとされたが、令和7年度に実施するICT整備事業で、次年度以降にまたがる保守契約等の費用分は交付対象とならないのか。 ..	36
2-25 私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。 ..	37

2-26 公立小中学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。	37
2-27 地方公共団体における、土地建物の買い入れ、車両の購入、庁舎等の光熱費等（高騰相当分）に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することは可能か。	37
2-28 2-26に関して、「直接住民の用に供する施設」とは、具体的に何か。	38
2-29 物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費等について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することは可能か。	38
2-30 地域防犯力の強化のための取組について、対象となる内容はどのようなものか。	39
2-31 生活困窮者の食事支援や自立支援などに取り組むNPO法人等への支援に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することは可能か。	39
2-32 省エネ家電への買い換え支援を検討するに当たって、どのような製品を支援対象とすることが良いか。	39
2-33 「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。	40
2-34 生活者や事業者に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、令和6年度内における高騰分による負担軽減も含めた支援を行っても良いか。	40
2-35 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、生活者や事業者に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、高騰分はいつと比較し算出すれば良いか。	40
2-36 自治会に対する光熱費（高騰相当分）への支援を事業者支援として実施する場合、当該自治会が法人化されていないといけないか。	40
2-37 物価高騰の影響を受ける公的賃貸住宅の住民を支援するために、公的賃貸住宅の窓を断熱性の高い窓に取り替える事業等について、本交付金の活用が可能か。	41
2-38 灯油支援メニューについて、具体的にどのような事業を想定しているか。	41
2-39 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において会計	

検査院に指摘された事項について、留意事項の取扱いは引き続き対象となるか。	41
2-40 地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料（学校給食など）について、契約金額の変更や受託事業者への支援を行う場合、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することは可能か。 .	42
2-41 窓口業務など物価高騰対応のための事業以外での体制拡充において、派遣労働者を利用する場合、労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた労働者派遣料の増加に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することは可能か。	42
 3 基金について.....	43
3-1 交付金を活用して積み立てることのできる基金の要件は何か。 ..	43
3-2 基金の設置について、条例で定める必要があるか。基金事業を実施計画に記載する時点で条例を制定している必要があるのか。	43
3-3 基金への積立を行う場合、どのような書類が必要か。	44
3-4 基金事業について、どのような手続きが必要となるのか。	44
3-5 既存の基金への積み増しは可能か。	44
3-6 交付限度額のうち基金に積み立てられる金額に上限はあるか。 ..	45
3-7 基金への積立によって生じた果実（利息等）は地方公共団体の財源としてよいか。	45
 4 手続きについて	46
4-1 実施計画に掲載する交付対象経費は交付限度額を超えてよいか。	46
4-2 実施計画に記載の事業間での交付金の流用は可能か。	46
4-3 実施計画の「成果目標」はどのように記載すればよいか。	46
4-4 実施計画の「実施状況の公表等について」はどのように記載すればよいか。	46
4-5 市町村が実施する地方単独事業について、県補助金の充当が想定される場合、市町村が交付金の実施計画を作成する際に、県補助金の内示額が判明していないため、実施計画作成においては県の補助金がないものとして金額を計上してよいか。	47
4-6 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。 必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当するのか。	47
4-7 提出資料の鑑文は必要か。	47

4-8 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「B 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、B 欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「D その他」に記載するのか。	47
4-9 「事業の概要」欄の「④事業の対象」について、誰を記載すべきか。	48
4-10 納食費等の減免・補助はどのように記載すべきか。	48
4-11 一般会計・特別会計の減免はどのように記載すべきか。	48
4-12 利子補給はどのように記載すべきか。	48
4-13 交付限度額算定後に事情変更等が生じた場合などにおいて、交付限度額は事後的に変更されるのか。	49
4-14 令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠について、支給実績に基づく交付限度額（追加分）算定のための調査において報告した支給実績から、交付担当省庁への実績報告（精算）までの間に受給者からの給付金の返還があり、支給実績に変更があった場合の取扱い如何。	49
 5 繰越し・執行について	51
5-1 ★令和7年度実施計画における交付対象経費は、交付限度額を満たさなくてもよいか。満たさない場合、差額は本省において令和8年度に繰り越されるのか。	51
5-2 令和7年度実施計画に記載する令和6年度本省繰越し分の交付限度額は変更できるか。	51
5-3 ★令和7年度実施計画に記載した事業が令和7年度内に終了しない場合、令和8年度への繰越しは可能か。	51
5-4 「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」間で繰越し後に流用することはできるか。	52
5-5 この交付金は補助金適正化法の対象となるか。	52
5-6 この交付金は「法律補助」か「予算補助」か。	52
5-7 この交付金は、「補助金適正化法」第2条第1項第1号に該当する「補助金」か、又は第4号の「給付金」か。	52
5-8 交付要綱等は誰が作成するのか。	52
5-9 令和6年度実施計画に記載し、令和7年度に繰越を行った事業について、計画の修正を行えるか。	52
 6 地方財政上の措置との関係について	53
6-1 本交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられるか.....	53

6-2 本交付金と地方債の関係如何。	53
6-3 特別交付税の算定基礎に含まれる事業に交付金を充当することが可能か。	53
6-4 普通交付税の単位費用に明記される事業について、交付金を充当してよいか。	53
6-5 本交付金について、地方公共団体の予算における歳入項目の指定は別途なされる予定か。	54
6-6 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。	54
7 公営企業会計・特別会計等について 55	
7-1 公営企業への補助等の費用を計上する場合、交付金は直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。	55
7-2 7-1 に関連して、公営企業会計ではなく特別会計の場合はどうか。	55
7-3 公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいか。 .55	55
7-4 公営企業会計、特別会計事業に交付金を充当する場合、どの時点で「事業を実施」したことになるのか。	55
8 効果の検証・実施計画の公表について 57	
8-1 交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。有識者会議を開催する必要はあるのか。また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。57	57
8-2 内閣府による実施計画の公表は、どのような内容について行われるのか。	58
8-3 内閣府による実施計画の公表は、どのような形で行われるのか。	58
8-4 地方公共団体において、実施計画の公表はどの時点で行えばよいか。	58
8-5 効果検証及び公表はどの時点で行えばよいか。例えば、令和7年度実施計画に記載した事業は、繰越し事業を含むすべての事業完了後に行えばよいのか。それとも、1つ1つの事業完了後に行う必要があるのか。	58
8-6 制度要綱に基づき実施する「交付対象事業の実施状況及びその効果の公表」は、全事業について、行わないといけないのか。	59

【参考】令和5年度低所得世帯支援枠について	60
○ 交付限度額の考え方及び留意事項如何。	60
○ 給付対象者による確認書や申請書等の提出期限や、市町村による対象世帯への支出決定の期限はいつか。また、交付限度額（追加分）の算定に当たり、各市町村が実施した事業における支援世帯数及び追加非課税世帯数等を調査する予定とされているが調査はいつ実施するのか。	60
○ 支援した世帯数のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数の確認方法如何。	61
○ 低所得世帯への支援の方法は現金給付に限られるか。	61
○ 低所得世帯の中でも、各世帯の人数や収入・所得によって給付額に差を設けることは可能か。	61
○ 地域の実情に応じて、令和5年度住民税非課税世帯以外（家計急変世帯、令和5年度分の住民税所得割のみ非課税世帯、令和4年度分の住民税非課税世帯、生活保護世帯（医療扶助等）等）の低所得世帯を支援対象とすることはよいか。	62
○ 特別な配慮を要する者（配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、措置入所等児童、措置入所等障害者・高齢者）は支援の対象となるか。	62
○ 生活保護世帯は支援の対象となるか。	63
○ 低所得世帯支援を行うに当たり、事務費が配分された交付限度額を超える場合、不足分は手当されるのか。	64
○ 低所得世帯を支援するに当たり、特定公的給付の指定を受けることは可能か。	64
○ 低所得世帯支援枠を活用した事業は、令和5年12月1日基準としなければならないか。	64
○ 低所得世帯への支援として現金を給付する場合、支給方法、支給対象世帯及び支給額などについて、国から示されないのか。	64
○ 令和4年度の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金における支給方法では、支援対象世帯に対して確認書を送付しているが、低所得世帯支援枠を活用した事業により現金を給付する場合においても支援対象世帯に対して確認書を送付し、当該世帯からの返送を待って給付する必要はあるか。	65
○ 低所得世帯支援枠を活用した事業を実施しなくても良いか。	66
○ 低所得世帯支援枠を低所得世帯以外の生活者や事業者の支援を主とする目的とする事業に充当することは可能か。	66

- 低所得世帯支援枠に係る交付限度額のうち事務費分として通知された交付限度額について、事務費以外の低所得世帯へ給付する原資等に充当しても良いか。 66
- 支援対象に、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより市町村民税均等割を全額免除された世帯を含めた場合、交付限度額の算定に当たって当該世帯は算定対象となるか。 67
- 未申告者を所得がないものとして取扱い、支援対象に含めても良いか。また、当該世帯を支援対象に含めた場合、交付限度額の算定に当たって当該世帯は算定対象となるか。 67
- 支援対象に令和5年度住民税均等割非課税世帯以外も含める場合に、配分された事務費を非課税世帯以外への支援に伴い生じた事務費に活用しても良いか。 67
- 低所得世帯への支援として現金を給付する場合、どのような世帯に対する給付金が、差押禁止・非課税の対象となるのか。 68
- 算定対象世帯の定義は、住民票上の世帯との認識でよいか。 69
- 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとあるが、支援対象世帯に対して確認書を送付する必要はあるか。.69
- 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとあるが、具体的にはどのような範囲となるか。 70
- 令和5年12月1日以前の基準日で先行給付を行う市町村から転出する者等への重複給付を防止するため、各市町村においては、給付の対象となる転入者等に対しては、確認書等で重複給付の有無を確認することとされているが、具体的な確認方法如何。 70
- 国でファストパスのモデルを作成するのか。 71
- 住民税が課税されている配偶者の被扶養者（無収入）であった者が、基準日（令和5年12月1日）の翌日以降に離婚した場合、当該離婚後の世帯は、住民税非課税世帯に対する給付の対象となるか。.71
- 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとあるが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、算定の対象となるか。 71
- 事業の実施に必要な契約の締結については、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金における取扱いと同様、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号等の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約が容認されるか。 72
- 低所得世帯支援枠の給付事業の事務費が余った場合に、当該事務費

を次期の給付の事務費に活用してよいか。 72

1 令和6年度低所得世帯支援枠について

1-1 今般の給付金の趣旨及び事務の性格は何か。

本給付金は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、低所得者支援として、令和6年度における個人住民税均等割非課税世帯（以下、「住民税非課税世帯」という。）に対し、一世帯当たり3万円を目安として給付するとともに、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下のこども一人当たり2万円を給付するもの。

また、事務の性格は自治事務となる。

1-2 本給付金の法的性格は何か。

法的性格は、民法（明治29年法律第89号）上の贈与契約（民法第549条）となる。

1-3 本給付金の支給については、行政不服審査の対象となるか。

本給付金の法的性格は贈与契約であり、行政処分ではないため、支給について不服申立て等の対象とはならないと考える。

1-4 本給付金は、課税の対象となるか。

令和6年12月17日付けて「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行され、所得税等を課されないこととされている。詳細は令和6年12月17日付け事務連絡「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」の一部を改正する命令の公布及び施行を踏まえた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の取扱いについて」を確認されたい。

1-5 本給付金は、差押えの対象となるか。

令和6年12月17日付けて「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行され、差押禁止等の

対象とされている。詳細は令和6年12月17日付け事務連絡「「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」の一部を改正する命令の公布及び施行を踏まえた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の取扱いについて」を確認されたい。

1-6 低所得世帯への支援として現金を給付する場合、どのような世帯に対する給付金が、差押禁止・非課税の対象となるのか。

「「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」の一部を改正する命令の公布・施行を踏まえた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の取扱いについて」（令和6年12月17日付け事務連絡）のとおり、以下に掲げるいずれかの世帯が対象となる。

①令和6年度の市町村民税均等割が非課税である世帯（低所得世帯支援枠の対象）

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下②において同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（以下②において「住民税均等割非課税世帯」という。）

②令和6年1月以降の家計急変世帯（令和6年度補正予算を財源とする推奨事業メニューを活用する場合）

住民税均等割非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和6年1月以降各市町村が定める申請日の属する月（ただし、申請日が令和7年1月以降となる場合は、令和6年12月とする。）までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和6年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和6年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和6年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。以下同じ。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

1-7 本給付金は、市町村ごとで特定公的給付の指定を受ける必要があるか。

本給付金は、全国的な事業として国において包括的に特定公的給付に指定しており、個々の市町村による申請等は不要。

1-8 交付限度額の考え方及び留意事項如何。

交付限度額（概算分）の算定について、令和6年度住民税非課税世帯向け給付については、令和5年度補正予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施した令和5年度住民税均等割非課税世帯への給付金の支給世帯数をもとに算定し、令和6年度住民税非課税世帯向け給付に付随することも加算については、令和6年度実施計画の第2回提出におけることも加算の対象世帯及び対象人数をもとに算定する。

交付限度額（追加分）の算定については、制度要綱別紙1（10）に定める算定方式により算出された値に基づく交付限度額（追加分）を通知することとなる。なお、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は交付限度額の算定対象とはならないため、留意されたい。

1-9 支援した世帯数のうち令和6年度分の住民税非課税世帯数の確認方法如何。

例えば、低所得世帯支援枠を活用する事業については、国において包括的に特定公的給付に指定しており、令和6年度分の住民税非課税世帯を特定し、実際に支援した低所得世帯と照らし合わせることで、確認することが考えられる。なお、特定公的給付の指定については、令和6年12月17日付け事務連絡「令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の包括指定告示の制定等について」を参照されたい。

また、低所得世帯へ支援を行うに当たって申請書を提出させ、当該申請書の中で、住民税の課税などの個人情報を職員が確認することの本人同意を得た上で、当該申請者が令和6年度分の住民税非課税世帯に該当するか確認することも考えられる。

各市町村における地域の実情に応じて、低所得世帯支援の事業を計画されたい。

1-10 一世帯あたり3万円、こども一人当たり2万円とする理由は何か。

低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円とし、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、こども一人当たり2万円を加算し、給付金の支援を行うもの。

1-11 低所得世帯の中でも、各世帯の人数や収入・所得によって給付額に差を設けることは可能か。

低所得世帯に対する補助・給付の額については、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円及びこども一人当たり2万円を上限とするが、地域の実情に応じて、推奨事業メニュー分を活用して上限を超える補助・給付を行うことは可能。

1-12 地域の実情に応じて、令和6年度住民税非課税世帯以外（家計急変世帯、令和6年度分の住民税均等割のみ課税世帯、令和5年度分の住民税非課税世帯、生活保護世帯（医療扶助等）等）の低所得世帯を支援対象とすることはよいか。

住民税非課税世帯以外の低所得世帯への支援については、低所得世帯支援枠の交付限度額の算定対象にはならず、交付限度額を超える分については推奨事業メニューにより対応いただくことになるため、留意されたい。

1-13 給付対象者による確認書や申請書等の提出期限や、市町村による対象世帯への支出決定の期限はいつか。また、交付限度額（追加分）の算定に当たり、各市町村が実施した事業における支援世帯数及び追加非課税世帯数等を調査する予定とされているが調査はいつ実施するのか。

期限については以下の通りとする。

- ・申請期限：遅くとも令和7年7月31日まで
- ・支出決定の期限：遅くとも令和7年8月31日まで
- ・支援世帯数の調査時期：令和7年9月頃

※上記の申請期限については、支出決定期限までに支出決定可能であれば、

市町村の判断で後ろ倒しすることも可能。

なお、市町村においては、上記スケジュールも参考としつつ、今般の経済対策において、「特に物価高の影響を受ける低所得者に対し、迅速に支援を届ける。」とされたことも踏まえ、物価高に伴う影響を被る低所得世帯の方々が必要な支援を可及的速やかに受けられるよう、事業を計画されたい。

1-14 低所得世帯への支援の方法は現金給付に限られるか。

限らない。地域の実情に応じて、商品券や市町村独自の地域通貨電子マネー、その他現物を配布する等の支援方法でも構わない。

1-15 令和6年度低所得世帯支援枠の給付について、商工会等に委託し、現金支給ではなく、商品券等の配布事業として実施する場合の支出決定期限の取扱い如何。

給付費の商工会等への支払い額については、対象者へ既に配布された商品券の換金相当額又は換金額等に基づき算定し、支出決定期限までに市町村と商工会等の間における決定手続きを実施すること。

なお、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」（令和4年11月4日付け事務連絡）のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市町村で適切なスキームを検討すること。

1-16 特別な配慮を要する者（配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、措置入所等児童、措置入所等障害者・高齢者）は支援の対象となるか。

支援対象については、地域の実情に応じて、各市町村で支援対象に含める住民税非課税世帯である低所得世帯を判断されたい。

原則として基準日における世帯の世帯主が対象となるが、基準日において、DV 避難者等や離婚協議中で別居しており、住民票の情報と実態が異なる場合には、居住実態がある市町村に申出することにより、別世帯の世帯主として取り扱い、非課税世帯給付や子ども加算の要件を確認した上で、支援対象として取り扱い、交付金の交付限度額の算定対象とすることは可能。

なお、離婚、死別、行方不明（警察署への行方不明者届の届出がある者や家庭裁判所による失踪宣告がある者等をいう。）の他、特別な配慮を要する者（配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、措置入所等児童、措置入所等障害者・高齢者）については、住民税における取扱いに関わらず、（元）配偶者や親族、里親等に扶養されていないものとして判定することは可能であり、基準日における住民税非課税世帯として支援を実施した場合、交付限度額（追加分）の算定対象となりえる。

（参考）「DV 避難者等」とは、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外に住んでいる場合をいう。

1-17 生活保護世帯は支援の対象となるか。

支援対象については、地域の実情に応じて、各市町村で支援対象となる住民税非課税世帯である低所得世帯を判断されたい。

なお、住民税免除とならない生活保護（医療扶助等）世帯については交付限度額の算定の対象とならない場合があるため、推奨事業メニューの活用となることに留意されたい。

1-18 支援対象に、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより市町村民税均等割を全額免除された世帯を含めた場合、交付限度額の算定に当たって当該世帯は算定対象となるか。

交付限度額の算定における「住民税均等割が非課税である世帯数」には、条例に定めるところにより市町村民税均等割を全額免除された世帯数も含むものとする。

1-19 修正申告等により、市町村民税均等割が非課税となった場合、どのような取扱いとなるか。

申請期限までに本人からの申し立てがあった場合は、要件を確認した上で給付を行い、交付限度額の算定対象とすることは可能。

1-20 低所得世帯支援を行うに当たり、事務費が配分された交付限度額を超える場合、不足分は手当されるのか。

事務費が通知された交付限度額を超える場合は、推奨事業メニューとして通知する交付限度額等の活用も検討されたい。ただし、各市町村における過去の給付事務の経験・情報等を活用して、事務の効率化を図るよう努められたい。

1-21 低所得世帯支援枠を活用した事業は、令和6年12月13日基準としなければならないか。

給付等の対象世帯は、令和6年12月13日に住民登録のある世帯とすることを目安とするが、地域の実情に応じ、迅速な支給のために必要であれば、関係法令に留意しつつ、市町村の判断で令和6年12月13日以前の時点で住民登録のある世帯を対象として先行給付することも可能。

また、先行給付する市町村においては、先行給付実施後の転入等により新たに住民登録が行われた世帯に対する給付漏れが発生しないよう、改めて令和6年12月13日時点で対象世帯を把握し、転入者等に給付すること。

この際、令和6年12月13日までに転出した世帯等の分については、低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）の対象にはならないため、交付限度額（概算分）を超える分については推奨事業メニューによる対応となるため、留意されたい。

1-22 低所得世帯支援枠を活用した事業を実施しなくても良いか。

特に物価高の影響を受ける低所得者に対し、迅速に支援を届けるという今般の支援の趣旨に鑑み、低所得世帯支援枠を活用し、住民税非課税世帯への支援を実施されたい。

1-23 低所得世帯支援枠を住民税非課税世帯以外の生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業に充当することは可能か。

不可。

1-24 低所得世帯支援枠に係る交付限度額のうち事務費分として通知された交付限度額について、事務費以外の低所得世帯へ給付する原資等に充当しても良いか。

事務費分として通知する交付限度額は、低所得世帯支援事業（低所得世帯を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業）に係る経費に限り充当できる。各市町村の工夫で、より効率的・効果的に低所得世帯への支援を実施できるよう、低所得世帯への支援の実施に係る事務費であれば、自由度高く活用できるものとしている。

具体的な事務費の活用として、次のようなものが考えられる。

- ・書類審査や振込事務、コールセンター等の業務の人員確保や外部委託
- ・低所得世帯への支援の周知（チラシ、HP）

なお、外部委託を行う場合、市町村は、委託先（再委託先等を含む。）における業務内容や委託業務開始後の業務実態等について、隨時適切に把握するよう努めること。

そのため、例えば、以下の事項に該当するものには充当できないので留意すること。

- ・低所得世帯へ給付する現金や商品券等
- ・低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯への支援の実施に係る事務と直接の関連性が認められないもの

1-25 事業の実施に必要な契約の締結については、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金における取扱いと同様、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号等の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約が容認されるか。

本事業は、物価高の影響を受ける低所得者に迅速に支援を行うものであり、本事業に係る個別の契約において、例えば競争入札の方法による手続ではその時機を失するなど、緊急の必要があると認められる場合には、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づき、随意契約を締結することができるものと考える。なお、緊急の必要があるかどうかは、各市町村において、客観的な事実に基づいて個々具体的に判断するものである。

1-26 未申告者を所得がないものとして取扱い、支援対象に含めても良いか。また、当該世帯を支援対象に含めた場合、交付限度額の算定に当たって当該世帯は算定対象となるか。

地域の実情に応じて、各市町村で支援対象となる住民税非課税世帯である低所得世帯を判断されたい。

算定の対象とならない世帯を算定対象に含め、交付を受けたことが明らかとなった場合は、国庫返還を要する場合もあることに留意されたい。

1-27 支援対象に住民税非課税世帯以外も含める場合に、配分された事務費を住民税非課税世帯以外への支援に伴い生じた事務費に活用しても良いか。

当該事業に付随する事務費に、低所得世帯支援枠に係る交付限度額（事務費分）を活用することは可能である。

1-28 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとあるが、具体的にはどのような範囲となるか。

扶養親族等には、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族（16歳未満の者を含む）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれる。

1-29 課税者の被扶養者であるが、市外で一人暮らし等をしており、非課税世帯となっている場合は、本人からの被扶養である旨の申告により、対象外となるが、課税者の被扶養者であるかは、本人の申告のみで確認すればよく、自治体において調査は不要か。

確認書の確認欄において、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではない旨を確認したうえで、算定対象として支給の可否を判断していただくことで差し支えないが、仮に真偽が疑われる情報を得た場合には、適切に調査いただくことを想定している。

1-30 住民税が課税されている配偶者の被扶養者（無収入）であった者が、基準日の翌日以降に離婚した場合、当該離婚後の世帯は、住民税非課税世帯に対する給付の対象となるか。

給付対象者を一義的に確定するためには、特定期日における事情をもって対象者の範囲を決める必要があり、本件のように、基準日の翌日以降の離婚等の世帯の変更により住民税非課税世帯となった場合には、原則として、交付限度額（追加分）の算定対象とならない。

1-31 従前、「夫（世帯主）・妻・子」により構成していた世帯が、基準日において既に離婚済みで、「父（世帯主）」世帯と「母（世帯主）・子」世帯とに分かれている場合（父母逆の場合も同様。以下同じ。）、それぞれの世帯として基準日において各給付の支給対象となるか否かの判断がされるが、仮に、基準日において「離婚協議中」であった場合等も、同様に取り扱うことはできるか。

当事者からの申請により、基準日時点で離婚協議中である、あるいはこれと同等の状況にあるとの疎明があり、実質的に離婚状態にあるものと市町村が確認できる場合には、基準日時点で離婚しているものと取り扱って差し支えない。

1-32 従前、「夫（世帯主）・妻・子」により構成していた世帯が、基準日後に離婚し、「父（世帯主）」世帯と「母（世帯主）・子」世帯とに分かれた場合、住民税非課税世帯への給付及びこれに付随することも加算の取扱いはどうなるか。

給付対象者を一義的に確定するためには、特定期日における事情をもって対象者の範囲を決める必要があることから、基準日の翌日以降に離婚等の世帯の変更があっても、新たな世帯は給付の対象とならないのが原則である。

しかし、基準日後に、こども連れでの離婚があった場合については、物価高騰が低所得子育て世帯に特に深刻な影響を与えていたことに踏まえてこども加算を支給することとした趣旨を踏まえ、当該事情や基準日から実際の支給時期までの間に一定の期間が開かざるを得ない状況にあること等に鑑み、「母（世帯主）・子」世帯も、申請期限までに必要な申請がなされた場合には、住民税非課税世帯への給付及びこれに付随することも加算の要件を確認した上で、支援対象として取扱い、交付金の交付限度額（追加分）の算定対象とすることは可能。

1-33 課税情報がいずれの市町村にもない者（令和6年1月2日以降に国外から転入してきた者等）を含む世帯については、交付限度額の算定対象となるか。

令和6年1月2日以降に国外から転入してきた人等について、令和6年度分個人住民税での非課税者・非課税世帯として取り扱うかどうかについては、過去の給付金の取扱いを参考に、市町村で判断していただいて差し支えない。

1-34 基準日以降に出生したことものは対象となるか。また、この場合の子ども加算支援世帯数について、どのように算定すべきか。

要件を確認した上で、支援対象として取扱い、交付金の交付限度額の算定対象とすることは可能。

基準日以降に出生したこと（新生児）の子ども加算に係る申請期限については、子ども加算の申請期限と同様の期限となる（当該申請期限までに申請が間に合う新生児分が子ども加算の対象となり得る。）。

※ 申請期限までに生まれた新生児が交付限度額の算定対象となるが、地域の実情により、当該期限内において、いつまでに出生した新生児を対象とするかについて、市町村の判断で設定することも差し支えない。また、地域の実情に応じて、申請期限を超えて出生した新生児を対象とすることも推奨事業メニューを活用して対応することは可能である。

なお、基準日以降に新生児が出生したことにより、同一世帯に対して、子ども加算を追加で支給した際は、子ども加算支援世帯数について、2世帯分として計上して差し支えない。内閣府への実績報告については、①当初子ども加算を支給した世帯数と、②既に子ども加算支給済みの世帯に追加で子ども加算を支給した世帯数は別々に世帯数を報告いただく予定としている。

1-35 基準日以降に出生した新生児にかかる子ども加算の支給について、下記の場合の取扱いはどうなるか。

- ①基準日時点以降に転出入した場合
- ②基準日時点以降に世帯変更があった場合
- ③②について、新生児が属する世帯が「住民税非課税世帯」の対象となった場合

こども加算は住民税非課税世帯への給付の上乗せであり、基本は基準日時点で住民税非課税世帯への給付の給付対象者かどうかを判断しつつ、新生児に限り、基準日以降に生まれた場合でもこども加算の要件を確認した上で、支援対象として取扱い、交付金の交付限度額の算定対象とすることを可能とするもの。

①について、基準日以降に転出入があったとしても、こども加算の支給対象者が基準日時点で居住していた市町村が実施主体となり、住民税非課税世帯への給付を受給した者（世帯主）が基準日時点の居住市町村に対し、出生の事実を証明する書類を添えて申請することとなる。

②について、基準日以降に世帯変更があったとしても、原則として基準日時点で給付対象者（世帯主）であった者に新たに当該世帯員となった新生児分について要件を確認した上で、支援対象として取扱い、交付金の交付限度額の算定対象とすることは可能。

ただし、基準日時点で給付対象者であった者（世帯主 A）と基準日以降に出生した新生児（C）が属する世帯の世帯主（世帯主 B）が基準日以降の世帯変更により相違する場合については、物価高騰が低所得子育て世帯に特に深刻な影響を与えていることに踏まえてこども加算を支給することとした趣旨にかんがみ、新生児（C）が属する世帯主（世帯主 B）の基準日時点の状況で改めて要件を満たしているかどうかを判断し、当該新生児（C）が属する世帯主（世帯主 B）が基準日時点で要件に該当する（仮に、基準日時点で世帯員ではなく世帯主であれば、住民税非課税世帯への給付の受給者であった）場合に、当該世帯主（B）に対して新生児（C）分のこども加算を支給対象として取扱い、交付金の交付限度額の算定対象とすることが可能となる。

③について、世帯主が住民税非課税世帯への給付の対象となった場合、当該世帯主に対して、原則として世帯主と基準日において同一世帯となっている 18 歳以下の児童分のこども加算の要件を確認した上で、支援対象として取扱い、交付限度額の算定対象とすることは可能。ただし、②の場合のように、世帯主（B）が新生児（C）に係るこども加算を例外的に既に受給済みである場合は、世帯主（B）または世帯主（B）が含まれる世帯の世帯主に対しては、住民税非課税世帯への給付に係るこども加算として、新生児（C）分のこども加算は交付金の交付限度額の算定対象として取扱いすることはできない（重複算定はしない）こととなる。なお、仮に当該世帯に「住民税非課税世帯」給付の基準日時点で新生児（C）以外の 18 歳以下の児童

(D) がいる場合は、児童（D）分のこども加算の要件を確認した上で、支援対象として取扱い、交付限度額の算定対象とすることは可能。

なお、①～③のいずれも、確認書や申請書等による事実確認に基づいて支給の可否を判断していただくことで差し支えないが、仮に真偽が疑われる情報を得た場合には、適切に調査をいただくことを想定している。

1-36 単身で寮に入っていることなど、同一世帯員として住民基本台帳に記録されてはいないが、生計が同一である 18 歳以下のこどもは対象となるか。

こども加算は、仮に当該児童と別居している者との生計同一関係があったとしても、当該児童の属する世帯の世帯主への支給を原則としている。

ただし、同一世帯員として住民基本台帳に記載されていない単身で寮に入っていることなど、こども加算の支給対象者となる世帯主が同一世帯にいない児童に限っては、別世帯である世帯主から当該児童と生計が同一であるとの申出を受けた上で、こども加算の要件を確認した上で、支援対象として取扱い、交付金の交付限度額の算定対象とすることは可能。（児童手当等支給事務における別居監護申立の手続きを想定している。）

1-37 住民税非課税世帯への給付とこども加算は合わせて支給が可能か。

住民税非課税世帯への給付とこども加算を合わせて支給を行っていただくことは可能であり、市町村の給付事務の効率化に資するものと考える。

1-38 世帯主が 18 歳以下の児童本人となる単身世帯（住民税非課税世帯）の場合、こども加算の対象となるか。また、18 歳以下の児童のみからなる世帯の場合はどうか。

世帯主が 18 歳以下の児童本人となる単身世帯の場合、当該世帯主である児童（A）分については、こども加算に係る交付金の交付限度額の算定対象とはならない。世帯に世帯主の児童（A）以外に、世帯員として 18 歳以下の児童（B）がいる場合は、その児童（B）はこども加算の要件を確認した上で、支援対象として取扱い、交付金の交付限度額の算定対象とすることは可能であり、世帯主である児童（A）に対し、住民税非課税世帯への給付とともに児童（B）分のこども加算を支給することが可能。

1-39 こども加算の基礎となる給付が未申請（未支給）であっても、要件に該当すればこども加算のみ支給してよいか。

こども加算の基礎となる住民税非課税世帯への給付が未申請（未支給）であっても、当該世帯主が住民税非課税世帯への給付の対象者としての要件及びこども加算の要件を満たしているのであれば、こども加算の要件を確認した上で、支援対象として取扱い、交付限度額の算定対象とすることは可能。結果として、こども加算のみの支給となっても差し支えない。

1-40 措置入所児童、里親に委託されている児童、母子生活支援施設に保護者とともにに入所している児童について、それぞれこども加算の取扱いはどうなるか。

児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設等への入所児童については、こども加算に係る交付金の交付限度額の算定対象とはならない。

里親については、当該里親が世帯主であり、住民税非課税世帯への給付の要件を満たす世帯主である場合は、こども加算の要件を確認した上で、支援対象として取扱い、交付限度額の算定対象とすることは可能。なお、里親に委託されている児童が住民基本台帳上、里親と別世帯であり、その世帯主が18歳以下の児童本人となる単身世帯の場合、当該世帯主である児童分については、こども加算に係る交付金の交付限度額の算定対象とはならない。

母子生活支援施設に保護者とともに入所する児童については、当該保護者が住民税非課税世帯への給付の要件を満たす世帯主である場合は、同一世帯の児童分についてこども加算の要件を確認した上で、支援対象として取扱い、交付限度額の算定対象とすることは可能。

1-41 基準日において、海外に留学している等、海外に居住している児童はこども加算の対象となるか。

基準日時点において、住民基本台帳に記載のない海外在住の児童については、こども加算に係る交付金の交付限度額の算定対象とはならない。

1-4-2 基準日以降に支給対象者（世帯主）が死亡、海外転出等した場合の取扱いはどうなるか。また、こども加算の対象児童に同様の事情変更が生じた場合はどうか。

基準日以降に世帯主が亡くなられた場合、以下のとおりの取扱いとなる。

申請・受給権者となっている世帯主が、基準日以降に、

(1) 確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合

①当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることとなる。

②単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されない。

(2) 確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となる。

なお、「お知らせ（支給の申込み）方式」による場合、以下の取扱いとなる。

(1) 口座変更の届出後に亡くなった場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となる。

(2) 口座変更や受給拒否の届出期間中に、当該届出を行うことなく亡くなられた場合

①当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が支給先（振込口座）の変更の届出を行い、給付を受けることとなる。

②単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されない。

(3) 口座変更や受給拒否の届出期間後に、届出を行うことなく亡くなられた場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となる。

また、基準日以降に支給対象者が海外に転出した場合も、要件を確認した上で、支援対象として取り扱い、交付金の交付限度額の算定対象とすることは可能。

こども加算については、確認書による確認等の所要の手続きを経た上で、基準日時点において要件を確認し、支援対象として取り扱い、交付金の交付限度額の算定対象とすることは可能。

1-4-3 給付支援サービス活用枠について、「導入料金、基本料金及び利用料金」として通知された交付限度額について、「サービス内振込（金融機関連携）などのオプション料金」に充当しても良いか。

「導入料金、基本料金及び利用料金」として通知する交付限度額の範囲内でオプション料金へ充当することは可能であるが、交付限度額を超える分については、令和6年度低所得世帯支援枠の事務費、推奨事業メニュー又は一般財源により対応いただくことになるため、留意されたい。

2 推奨事業メニューについて

2-1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付対象事業は、どのような事業か。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための事業、地方公共団体における水道料金の減免に対する事業を含む。以下同じ。）としている。具体的には、

- ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
- ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
- ③消費下支え等を通じた生活者支援
- ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
- ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
- ⑥農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

を推奨事業としており、いずれかに該当する地方単独事業を交付対象事業としている。

なお、各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も交付対象と認めている。実施計画への記載に当たっては、推奨事業メニューに該当しない事業の必要性を、例えば、地域の特殊事情等を踏まえ記載されたい。

2-2 ○○事業は対象となるか。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業である。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用に際しては、個々の事業を実施する各地方公共団体において説明責任を負うことに御留意いただきたい

い。

個別事業について対象となるか否か疑義がある場合は、どういった観点において疑義があるかについて明らかにしてお問い合わせいただきたい。

2-3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるよう、国として、効果的と考えられる推奨事業メニューを示し、地方公共団体の取組を後押しすることとしていることから、基本的にはその趣旨に則って、活用いただくことが大前提である。

その上で、地方公共団体が、国が示した推奨事業メニューよりも物価高騰対応として更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請することが可能となっている。

なお、その場合でも、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的に及ぶ事業を交付対象事業としている。

2-4 実施計画に記載する事業は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～に掲載されている具体的な施策と一致する事業でなければならないのか。

実施計画に記載する事業は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～又は「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」に掲載されている具体的な施策と一致する事業に限らない。「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～又は「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」と関係性がある施策を実施するために必要な事業であることがわかるよう、事業の概要欄に記載いただきたい。

2-5 地方公共団体の令和6年度当初予算もしくは補正予算に計上される事業及び令和6年度予算に計上された予備費により実施される事業について、令和7年度実施計画に記載できるか。

(令和6年度補正予算を財源とする場合)

推奨事業メニューについては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

を財源とし、令和7年度実施計画に記載可能な事業は、

- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業のいずれかに該当する事業である。

なお、地方公共団体の令和6年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和6年度予算に計上された予備費により実施される事業については、原則として、令和7年度実施計画に記載することができないが、当該事業について、令和7年度に繰り越される場合、令和7年度実施計画に記載してよい。

ただし、既に提出した令和6年度実施計画に当該事業を記載している場合は、交付金を充当する部分が重複しないように留意いただきたい。

2-6 令和6年度実施計画に基づき交付される交付金と令和7年度実施計画に基づき交付される交付金の間で流用はできるか。

令和6年度と令和7年度の実施計画間で流用はできない。

また、令和5年度補正予算で措置された推奨事業メニューと令和6年度補正予算で措置された推奨事業メニューの間での流用もできないため、留意いただきたい。

2-7 地方公共団体の令和6年度予算に計上され、令和6年4月1日から実施される事業は、令和6年度の交付決定前に着手した事業であっても対象となるか。

対象となり得る。

2-8 市町村が交付金を活用して実施する地方単独事業に対して、都道府県が補助する場合、同交付金を活用できるか。

本交付金を充当する部分が重複しないのであれば、地方単独事業として対象になり得る。

2-9 地方公共団体の職員の人事費は対象となるか。

地方公共団体の職員の人事費は、対象外経費となる。ただし、物価高騰対

応のための体制拡充等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）はこの限りでない。

2-10 任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当は対象となるか。

物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるものであれば、任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当や特殊勤務手当も対象となる。ただし、常勤職員の時間外勤務手当等に臨時交付金を充当する場合は、時間外勤務のうち物価高騰対応の業務に充てることができることから、適切に勤務状況を管理することが求められることに留意すること。

2-11 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も交付金の対象になるのか。

対象となる。ただし、地方公共団体の常勤職員の給料など対象外となる経費があることに留意されたい。

2-12 ハード事業は対象となるのか。

物価高騰への対応と関連しない施設整備等のハード事業に係る費用は対象外経費となる。

令和6年度補正予算及び令和7年度予備費においては、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化にも活用できることとしたところであり、地方公共団体が行う公共施設の整備等の公共調達において、物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象となる。

2-13 用地費は対象となるか。

用地の取得費は、対象外経費となる。

2-14 貸付金・保証金は対象となるか。

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）は、対象外経費となる。ただし、利子補給金又は信用

保証料補助には充当可能。信用保証料補助事業等を実施し、繰上償還により信用保証料補助等の一部が地方公共団体に返還された場合は、交付決定された他の物価高騰対応として実施される事業に充てる場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき適切に国庫返納する必要があるため、留意されたい。

2-15 出資金は本交付金の対象となるか。

法人に対する出資は、出資先法人における出資金の用途に制限がないことから、これを本交付金の目的である「エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生」のためのものとは評価しがたい。また、出資は、一般に、財産を提供し、その見返りとして株式等の地位を取得し配当等を受ける権利を得るものであり、「地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの」であるという本交付金の性質にもなじまないと考えられるが、特段の事情がある場合には個別に相談されたい。

2-16 リース契約による場合は、交付金の活用対象となるか。

対象となる。ただし、原則として本交付金の交付対象期間中に支出負担行為を行う経費のみが対象となる。

2-17 利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となるか。

利子補給金については、後年度負担分を基金に積み立てること等により、次年度以降の利子分も交付対象とすることが可能。基金の要件については、令和7年4月1日付け事務連絡及び令和7年5月 27 日付け事務連絡を参照されたい。

2-18 国の補助金等への上乗せに交付金を使用することは可能か。

物価高騰への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であり、生活者、事業者への支援の効果が直接的に及ぶ事業であれば、対象となり得る。

また、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、国の給付金への単純な上乗せではなく、現場の実情に通じた各地方公共団体ならではの、知恵と工夫をこらした対策が実行されることを期待している。

なお、実施計画に記載する事業のうち個人を対象とした給付金等に該当する事業について、交付金の効果的・効率的な活用を促す観点から、実施計画に記載するに当たって一定の条件を課すこととしているので、詳しくは令和7年4月1日付け事務連絡及び令和7年5月27日付け事務連絡を参照されたい。

さらに、国の補助事業等に上乗せし補助等する地方単独事業について、会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項をとりまとめているため、「新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」（令和4年11月4日付け事務連絡）も参照されたい。

2-19 特定の事業者等に対する支援に交付金を使用することは可能か。

物価高騰への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であり、生活者、事業者への支援の効果が直接的に及ぶ事業であれば、対象となり得る。ただし、特に、特定の事業者等に対してのみ支援を行う事業については、各地方公共団体において、物価対応への対応としての必要性や費用対効果を十分吟味した上で、実施することが望ましい。

なお、特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、実施計画において明示すること（詳細は実施計画記入要領を参照）。これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表があるので留意されたい。（Q&A 8-2 及び8-3についても留意されたい。）

また、上記に加え、実施計画に記載する事業のうちの個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するもの（住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。）については、交付金の効果的・効率的な活用を促す観点から、ホームページ等での公表及び公表内容等の実施計画への記載を求めてるので、令和7年4月1日付け事務連絡及び令和7年5月27日付け事務連絡を参照されたい。

2-20 2-19の回答について、「支援対象を不特定多数の者から公募手続き等を経て選定するもの」とは具体的にはどのようなものか。

「支援対象を不特定多数の者から公募手続き等を経て選定するもの」には、公募により選定する場合以外に、市内在住者、域内のすべての事業者を対象にする補助事業等が考えられる。

2-21 物価高騰の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当できるか。

本交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、対象となり得る。

ただし、当該減免については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、減免対象を物価高騰の影響を受けて生活に困っている個人や事業者の物価高騰の影響で増大した負担の軽減といった合理的な範囲とするなど、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう工夫されたい。

なお、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、本交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当するものであること（制度要綱第3の3）から、本交付金を充当する費用（歳出）を地方公共団体において整理しておく必要がある。（減免内容を明確にした上で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。）

減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。

【一般会計・特別会計】

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

【公営企業会計】

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「〇〇会計に繰り出し、〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

2-22 固定資産税や住民税の減免に交付金を充当できるか。

市町村が独自に固定資産税や住民税を減免した場合の、一般財源の歳入の減収補填については、「地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの」であるという本交付金の性質にじまない。

なお、国民健康保険税（料）については、固定資産税や住民税と同様の取り扱いとする。

2-23 国庫補助事業等の地方負担分は対象となるか。

対象外。ただし、上乗せ・横出として国庫補助事業等の地方負担以外に充当する場合は、地方単独事業として対象となる。

2-24 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、令和5年11月6日付け事務連絡において、実施計画においては、原則として、事業開始後次年度以降のランニングコストとなる保守費用等は地方公共団体自身で確保することを前提とされたいとされたが、令和7年度に実施するICT整備事業で、次年度以降にまたがる保守契約等の費用分は交付対象とならないのか。

令和7年度実施計画に記載可能な推奨事業メニューは、原則、

- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業のいずれかに該当する事業であるから、初年度の費用分は交付対象となるが、次年度以降の保守契約等の費用分は、原則、地方公共団体側で負担することを前提とされたい。

ただし、事業開始に要する費用として単年度に支出するもので、新規の端末導入と一体不可分な費用などで、単年度に支出することが地方公共団体の会計ルール上適切なものについては、3年を上限として、保守費用等を対象経費に含めて差し支えない。この場合、積算内訳については以下を参考に、実施計画にライセンス契約、保守契約等の期間を記載すること。

（積算内訳）

必要額：〇〇円

内訳

- ・端末

単価〇〇円×台数〇〇台=〇〇円

- ・ソフトウェアライセンス（〇〇か月）

単価〇〇円×台数〇〇台×〇ライセンス×〇〇か月=〇〇円
- ・構築・設定業務 〇〇円
- ・データ移行支援

単価〇〇円×台数〇〇台=〇〇円
- ・保守（〇〇か月）

単価〇〇円×〇〇か月=〇〇円
- ・運用支援 〇〇円

2-25 私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することは可能である。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」を選択されたい。

2-26 公立小中学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。

地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も認めているところ。Q&A2-27も参照されたい。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると考える支援」を選択されたい。

2-27 地方公共団体における、土地建物の買い入れ、車両の購入、庁舎等の光熱費等（高騰相当分）に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することは可能か。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付対象事業は、エネルギー

ー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であることから、地方公共団体における、土地建物の買い入れ、車両の購入、庁舎等の光熱費等（高騰相当分）に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することはできない。

2-28 2-26 に関して、「直接住民の用に供する施設」とは、具体的に何か。

原則、公の施設（住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するため設ける施設）をいう。例えば、施設利用者が利用料金を払って利用する施設（例えば、運動施設、美術館等）を想定している。また、学校、図書館、公民館等も含む。

そのため、地方公共団体が事務を執行するための庁舎、研究施設等は、これに当たらない。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると考える支援」を選択されたい。

2-29 物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費等について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することは可能か。

令和6年度補正予算及び令和7年度予備費においては、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化にも活用できることとしたところであり、地方公共団体が行う行政サービスや公共施設の整備等の公共調達において、物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象とすることとしている。

例えば、地方公共団体の発注事業や入札不調の際に再入札する場合、あるいは契約変更に際しての価格転嫁分の調達価格について、実質的に賃上げにつながると認められる場合などにおいて、当該労務費に対して充当することは可能。その際には、当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求めるなどにより対応することが求められる。

また、物価高騰対応と関連するもので、地方公共団体が発注する公共施設の整備等において労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転

嫁分となる費用は施設の用途によらず対象となる。

2-30 地域防犯力の強化のための取組について、対象となる内容はどのようなものか。

物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

具体的には、消費下支え等を通じた生活者支援として、防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）の整備（車両の購入を含む）への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における閻バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援などが対象となる。

ただし、生活者への支援であることから、上記の車両等については、自治会などの防犯活動など住民が直接使用するものに限られることに留意されたい。

2-31 生活困窮者の食事支援や自立支援などに取り組むNPO法人等への支援に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することは可能か。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶのであれば、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することは可能である。

具体的には、こども食堂やフードバンクを運営する団体を支援し、安定的な運営の維持を図ることで、物価高騰の影響を受けた世帯の負担を軽減する事業等が考えられる。

2-32 省エネ家電への買い換え支援を検討するに当たって、どのような製品を支援対象とすることが良いか。

資源エネルギー庁省エネルギー課において、省エネ法に基づき、小売事業者表示制度を運用しているため、必要に応じて、資源エネルギー庁省エネルギー課（03-3501-9726）までお問い合わせいただきたい。

2-33 「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。

何らかの業を営む個人又は法人等が対象となり、法人については法人形態を問わず幅広く対象となりうる。

2-34 生活者や事業者に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、令和6年度内における高騰分による負担軽減も含めた支援を行っても良いか。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、令和7年度実施計画に記載可能な推奨事業メニューは、原則、

- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業のいずれかに該当する事業である。

生活者や事業者に対する支援額を検討するにあたって、例えば、令和6年度内の物価高騰等の負担も含めて算定し、支援金等を支給する事業を、令和7年度事業として実施することは考えられる。

2-35 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、生活者や事業者に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、高騰分はいつと比較し算出すれば良いか。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。事業内容については、地方公共団体において、対外的に説明可能な事業を実施計画に掲載されたい。

ただし、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、現場の実情に通じた各地方公共団体ならではの、知恵と工夫を凝らした支援が実行されることを期待している。

2-36 自治会に対する光熱費（高騰相当分）への支援を事業者支援として実施する場合、当該自治会が法人化されていないといけないか。

法人化されている必要はない。

2-37 物価高騰の影響を受ける公的賃貸住宅の住民を支援するために、公的賃貸住宅の窓を断熱性の高い窓に取り替える事業等について、本交付金の活用が可能か。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業であれば対象となる。

なお、国庫補助事業等の地方負担分については対象外となるが、上乗せ・横出しとして国庫補助事業等の地方負担以外に充当する場合は、地方単独事業として対象となる。

2-38 灯油支援メニューについて、具体的にどのような事業を想定しているか。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。

例えば、灯油価格の高騰による負担を軽減するため、灯油購入費の補助事業、燃料券の支給等が考えられるが、各地方公共団体における地域の実情に応じて、事業内容を計画されたい。

2-39 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において会計検査院に指摘された事項について、留意事項の取扱いは引き続き対象となるか。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における会計検査院からの指摘については、指摘の趣旨に鑑み、引き続き物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金においても、内閣府が発出した留意事項（令和4年11月4日付け、令和5年11月6日付け、令和6年11月6日付け）を踏まえた適切な執行をされたい。

2-40 地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料（学校給食など）について、契約金額の変更や受託事業者への支援を行う場合、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することは可能か。

施設管理等の委託料であっても、交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者又は事業者に直接的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務単価等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者への支援などは対象となり得る。

2-41 窓口業務など物価高騰対応のための事業以外での体制拡充において、派遣労働者を利用する場合、労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた労働者派遣料の増加に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することは可能か。

物価高騰対応のための事業以外であっても、地方公共団体において、当該労働派遣料の増加が人材派遣会社における実質的な賃上げにつながる価格転嫁と確認できるのであれば、地方公共団体発注の公共調達における調達価格の価格転嫁分（実質的な賃上げにつながるもの）として交付金を充当することが可能である。

3 基金について

3-1 交付金を活用して積み立てることのできる基金の要件は何か。

基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであることなど、複数の要件を定めている。詳細は、令和7年4月1日付け事務連絡及び令和7年5月27日付け事務連絡を参照されたい。

特に、対象事業については、

- ・複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があること
 - ・あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な支出に必要であると認められること
- が必要であるところ、利子補給事業、信用保証料補助事業又は以下のいずれかに該当する事業であれば、これに該当し得ると考えられる。
- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
 - ・当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの

基金事業に該当するか否かは個別に判断することになるので、令和7年4月1日付け事務連絡及び令和7年5月27日付け事務連絡で示した対象となる基金の要件のうち②口を検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府までご相談いただきたい。

なお、単に交付金を留保し、後年度に事業実施するような場合は該当しないので、ご留意いただきたい（事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、実施計画と同年の年度末までに事業着手することが必要。）

3-2 基金の設置について、条例で定める必要があるか。基金事業を実施計画に記載する時点で条例を制定している必要があるのか。

地方自治法第241条に基づき、条例を定める必要がある。なお、必ずしも実施計画提出時点で条例が制定されている必要はない。

■地方自治法（抄）

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

3-3 基金への積立を行う場合、どのような書類が必要か。

基金への積立を行う事業については、実施計画の「基金」欄でその旨明示されたい。また、通常の実施計画の様式に加え、「基金調べ」の提出が必要である。詳細は、実施計画記入要領・記入例を参照されたい。

3-4 基金事業について、どのような手続きが必要となるのか。

予算の移替え先の府省が定める交付要綱に基づき、基金事業に係る基本的事項の公表や基金廃止まで毎年度の実施状況報告等の手続が必要となる。また、額が過大となった場合には、国庫納付が必要となる。

3-5 既存の基金への積み増しは可能か。

厳格な区分経理を行う必要があるため、既存の基金への積み増しは原則として不可。特に、財政調整基金や減債基金への積み増しは認められない。

ただし、既に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金又は令和5、6年度に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を原資として作成した基金に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を令和7年度に積み増しすることは可能だが、基金の経費の管理は各交付金、予算の種類、年度について明確に分けていただく必要がある。

なお、既に財政調整基金を取り崩して交付対象となる事業を実施しており、後から交付金を当該事業に充当する場合で、地方公共団体における財源振替処理により、交付金が財政調整基金の積み立てではなく当該事業に支出された形となる場合は差し支えない。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は別の予算であり、今後の基金の執行状況の調査においては、それぞれの交付金を対象に調査することとなるため、十分に留意されたい。

3-6 交付限度額のうち基金に積み立てられる金額に上限はあるか。

基金に積み立てられる金額に上限はないが、利子補給事業、信用保証料補助事業のほか、平成26年10月22日付財務大臣通知に基づき、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するものを特に厳選した上で、積み立てる必要がある。

3-7 基金への積立によって生じた果実（利息等）は地方公共団体の財源としてよいか。

臨時交付金を原資とする部分については果実も含め厳格な区分経理が必要であり、利息等は当該基金に繰り入れて活用する事はできるが地方公共団体の一般財源とすることは出来ない。

4 手続きについて

4-1 実施計画に掲載する交付対象経費は交付限度額を超えてよいか。

差し支えない。

入札等により事業費が減となる可能性があるため、むしろ誤差を見込んで事業を多めに計上しておく方が望ましい。なお、掲載できる事業の数に制限は無い。

ただし、物価高騰への対応と関係の無い事業を掲載することは、当然認められないことに留意すること。

4-2 実施計画に記載の事業間での交付金の流用は可能か。

実施計画に配分された国費の範囲内で、実施計画に記載されている同一の交付金区分の事業へ国費を充当することができる。異なる交付金の区分（推奨事業メニュー分（令和5年度補正分）、推奨事業メニュー分（令和6年度補正分）、推奨事業メニュー分（令和7年度予備費分）、令和5年度低所得世帯支援枠（事業費分）、令和5年度低所得世帯支援枠（事務費分）、給付金・定額減税一体支援枠（事業費分）、給付金・定額減税一体支援枠（事務費分）、給付支援サービス活用枠、令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額一体支援枠（事業費）、令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額一体支援枠（事務費）、令和6年度給付支援サービス活用枠）間での流用はできないため、留意されたい（ただし、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー・低所得世帯支援枠）Q&A（第6版／令和6年10月1日）2-29の場合を除く）。

4-3 実施計画の「成果目標」はどのように記載すればよいか。

「成果目標」は〇〇%、〇〇人等、可能な限り定量的な指標の設定をお願いする。

4-4 実施計画の「実施状況の公表等について」はどのように記載すればよいか。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しどのような事業を計画

しているのか、事業に臨時交付金を活用していることを地域住民に伝わるよう、例えば、HP や広報誌など、事業の内容に応じて適切な方法を検討されたい。なお、「内閣府 HP で掲載」は認められない。

4-5 市町村が実施する地方単独事業について、県補助金の充当が想定される場合、市町村が交付金の実施計画を作成する際に、県補助金の内示額が判明していないため、実施計画作成においては県の補助金がないものとして金額を計上してよいか。

実施計画作成段階では、県の補助金がないものとして記載をしていただいて構わない。ただし、県の補助金が充当された場合に、交付限度額を下回らないように事業を積み上げておくことが望ましい。

4-6 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当するのか。

令和7年4月1日付け事務連絡及び令和7年5月27日付け事務連絡等のとおり、特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するものについて、「参考資料」の列等に記載を求めている。(Q&A 2-19も参照されたい。)

なお、「事業の概要」欄における経費内容や積算根拠等を「別添参照」とする記載は認められず、「事業の概要」欄である程度の積算根拠を記載いただきたい。「事業の概要」欄に記載いただいた上で、詳細について参考資料で補足するのは可。)

4-7 提出資料の鑑文は必要か。

不要である。

4-8 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「B 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、B 欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「D その他」に記載するのか。

全額「B 交付対象経費」に記載する。なお、「D その他」は、一般財源、実施計画作成主体以外の負担額や対象外経費を記載する。

4-9 「事業の概要」欄の「④事業の対象」について、誰を記載すべきか。

交付金による支援の効果が直接的に生じる者を記載されたい。

4-10 給食費等の減免・補助はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

【減免の場合】

(事業の概要)

- ②小中学校の給食費の物価高騰分の減免に係る費用（学校給食事業特別会計に繰出し、または〇〇維持管理費に交付金を充当。）
- ③減免額の積算根拠
- ④学校給食事業特別会計等、生徒保護者

【減免相当額の給付】

(事業の概要)

- ②支援金として、〇〇の減免相当額を給付する。
- ③給付額の積算根拠
- ④学校給食会等、生徒保護者

4-11 一般会計・特別会計の減免はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

- ②〇〇の減免に係る費用
- ③減免額の積算根拠
- ④一般 or 特別会計

4-12 利子補給はどのように記載すべきか。

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

- ②経営に支障が生じている事業者への利子補給に係る費用
- ③利子補給額：〇〇千円（ \div 融資枠〇〇千円×利息〇%）、想定件数〇件
- ④市内中小企業等

4-13 交付限度額算定後に事情変更等が生じた場合などにおいて、交付限度額は事後的に変更されるのか。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行にあたっては、地方公共団体が財政上の不安なく、物価高騰対策を実施できるよう、国において適切に算定して通知した交付限度額については、その後の事情変更により基礎情報（統計情報、実績数等）の変更が生じた場合であっても、原則として事後的に交付限度額は変更しない。

なお、実績に基づく交付限度額算定のための調査において、地方公共団体の事務に瑕疵があることが判明した場合や、受給者の虚偽申請等不正が行われたことが判明した場合は交付限度額の変更があり得ることに留意されたい。

4-14 令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠について、支給実績に基づく交付限度額（追加分）算定のための調査において報告した支給実績から、交付担当省庁への実績報告（精算）までの間に受給者からの給付金の返還があり、支給実績に変更があった場合の取扱い如何。

支給実績に基づく交付限度額（追加分）算定のための調査後に受給者からの返還があった場合等においては、交付担当省庁への実績報告（精算）時に交付対象経費の上限があることから、交付対象経費の上限を超過した交付額がある場合、精算時戻入等の対象となるため、留意されたい。

＜交付対象経費の上限（令和6年4月1日付け事務連絡参照）＞

- 令和5年度低所得世帯支援枠

（算式の符号は制度要綱別紙1（3）低所得世帯支援枠に係る交付限度額（追加分）を参照）

＜給付費の交付対象経費の上限額＞

令和5年度非課税世帯の数×70,000円

＜事務費の交付対象経費の上限額＞

令和5年度非課税世帯の数×2,500円

- 給付金・定額減税一体支援枠

（算式の符号は制度要綱別紙1（5）給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）を参照）

＜給付費の交付対象経費の上限額＞

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数×100,000 円+令和6年度非課税化世帯支援数×100,000 円+令和6年度均等割のみ課税化世帯支援数×100,000 円+こども加算支援児童数×50,000 円+調整給付支援額

＜事務費の交付対象経費の上限額＞

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数×2,500 円+令和6年度非課税化世帯支援数×2,500 円+令和6年度均等割のみ課税化世帯支援数×2,500 円+こども加算支援世帯数×2,500 円+調整給付支援納税義務者数×3,000 円

＜交付対象経費の上限（令和6年12月17日付け事務連絡参照）＞

- 令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額一体支援枠（算式の符号は制度要綱別紙1（10）令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額一体支援枠に係る交付限度額（追加分）を参照）

＜給付費の交付対象経費の上限額＞

令和6年度非課税世帯数×30,000 円+こども加算支援児童数
×20,000 円+不足額給付支援額

＜事務費の交付対象経費の上限額＞

令和6年度非課税世帯数×2,500 円+こども加算支援世帯数
×2,500 円+不足額給付支援者数×3,000 円

※それぞれの交付対象経費の上限については、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

なお、実績報告（精算）後に、地方公共団体に返還された給付費については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に国庫返納する必要があるが、当該返還が受給者による虚偽申請を理由とする場合など地方公共団体の責によらない場合、返還のあった世帯分の事務費（低所得世帯支援枠の場合は1世帯あたり2,500円）については国庫返納を要しない。

5 繰越し・執行について

5-1 ★令和7年度実施計画における交付対象経費は、交付限度額を満たさなくてよいのか。満たさない場合、差額は本省において令和8年度に繰り越されるのか。

地方公共団体において実施する物価高騰対応の事業があるのであれば、経済対策の趣旨に鑑み、早期執行の観点から計画に計上することが望ましい。

交付限度額の額を上限として、令和6年度補正予算の全部又は一部について、令和6年度から令和7年度に本省繰越しを行ったところ。原則として令和8年度への繰越しは行わない。

また、令和7年度予備費（令和7年度から令和8年度に明許繰越し）についても、本省繰越しを行う予定はない。なお、5-3で示すとおり地方公共団体の実情に応じて、令和8年度への繰越しは可能であり、令和8年度への繰越しを希望する場合は、地方公共団体において、関係機関との協議の上対応されたい。

5-2 令和7年度実施計画に記載する令和6年度本省繰越し分の交付限度額は変更できるか。

令和6年度本省繰越し分の交付限度額は、令和7年1月24日提出回に提出された実施計画において確定しているため、変更できない。

5-3 ★令和7年度実施計画に記載した事業が令和7年度内に終了しない場合、令和8年度への繰越しは可能か。

令和7年度実施計画に基づく交付決定にあたっては、令和6年度補正予算（令和6年度から令和7年度に明許繰越し）を財源として行うものについては、原則として令和8年度への繰越しはできない。地方公共団体において令和8年度に繰り越す場合、事故繰越し等となるので、事故繰越しの要件等を確認の上、繰越しが認められるか地方公共団体において、関係機関との協議が必要となることに留意されたい。

なお、令和7年度予備費（令和7年度から令和8年度に明許繰越し）については、地方公共団体の実情に応じて、令和8年度への繰越しは可能であり、地方公共団体において、関係機関との協議が必要となることに留意されたい。

5-4 「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」間で繰越し後に流用することはできるか。

繰越しの区分が異なる事業同士の流用はできない。

5-5 この交付金は補助金適正化法の対象となるか。

対象になる。

5-6 この交付金は「法律補助」か「予算補助」か。

「予算補助」に当たる。

5-7 この交付金は、「補助金適正化法」第2条第1項第1号に該当する「補助金」か、又は第4号の「給付金」か。

「給付金」に当たる。

5-8 交付要綱等は誰が作成するのか。

内閣府が実施計画の確認を行った後の交付事務は移替え先府省が行うこととなるので、交付要綱等についても移替え先府省がそれを作成する。

5-9 令和6年度実施計画に記載し、令和7年度に繰越を行った事業について、計画の修正を行えるか。

令和6年度の実施計画の修正は認められない。

6 地方財政上の措置との関係について

6-1 本交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられるか

充てられる。

6-2 本交付金と地方債の関係如何。

令和6年度補正予算及び令和7年度予備費に係る地方債の取扱いについては、令和7年度地方債同意等基準運用要綱（令和7年4月1日付け総務副大臣通知）を参考にされたい。詳細については、各都道府県の取りまとめ担当課等を通じて総務省自治財政局に問い合わせいただきたい。

（参考：令和7年度地方債同意等基準運用要綱 二-1-（五）補正予算債等）

令和7年度地方債充当率で別に定める補正予算債の充当率は100%とし、資金については、それぞれの事業の例によることする。

また、補正予算等に伴い追加されるいわゆる継ぎ足し単独事業及び関連して行う単独事業の対象となる地方債の充当率は100%とし、充当率の引上げ部分については、資金手当とする。

6-3 特別交付税の算定基礎に含まれる事業に交付金を充当することが可能か。

特別交付税は、その算定基礎となる地方団体が負担する経費（一般財源所要見込額等）の積算において、本交付金の充当額を特定財源として控除する必要がある。

地方公共団体が負担する経費を特別交付税の額の算定に用いている事業に対して、本交付金を充当することは、制度的に排除されるものではないが、本交付金を充当する場合、交付金の額を除いた額が特別交付税の額の算定の対象となる点に留意すること。

6-4 普通交付税の単位費用に明記される事業について、交付金を充当してよいのか。

よい。

6-5 本交付金について、地方公共団体の予算における歳入項目の指定は別途なされる予定か。

その予定は無い。歳入項目については、各地方公共団体において判断されたい。

6-6 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。

必ずしも実施計画提出時点で議会での議決を求めるものではなく、実施の見込み（補正予算計上予定）のある事業であれば記載しても差し支えない。

7 公営企業会計・特別会計等について

7-1 公営企業への補助等の費用を計上する場合、交付金は直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。

地方公共団体に交付し、その後、一般会計から公営企業会計に繰り入れることになる。

7-2 7-1に関連して、公営企業会計ではなく特別会計の場合はどうか。

すべての特別会計も公営企業会計の場合と同様に一般会計からの繰り出し、繰り入れで対応いただくことになる。

7-3 公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいか。

【公営企業会計】

事業名：「〇〇会計繰出・補助」など

事業概要（③）：「〇〇市立〇〇病院事業会計に繰り出し、…〇〇に要する費用を交付対象経費とする。」など

【特別会計】（通常の事業と同様）

事業名：具体的に実施する事業名称を記載

事業概要（③）：具体的に実施する事業内容を記載

7-4 公営企業会計、特別会計事業に交付金を充当する場合、どの時点で「事業を実施」したことになるのか。

実施計画上の事業名・事業概要を基本に取り扱う。具体的には以下のとおり。

【公営企業会計】

公営企業会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場合には、本交付金上の取扱いは、一般会計から当該公営企業会計に繰出した時点で「事業を実施した」ことになる。（事業実施はあくまで当該年度内。）

【特別会計】

普通会計に属する特別会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場

合には、当該特別会計における具体的な事業内容が終了した時点で「事業を実施した」したことになる。

8 効果の検証・実施計画の公表について

8-1 交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。有識者会議を開催する必要はあるのか。また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。

事業目的・事業内容に応じて、事業終了後にアンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表されたい。また、今後必要に応じ、内閣府が報告を求めることがある。なお、外部有識者等の参画は必須ではないが、特に都道府県・政令市等大規模自治体については検討されたい。

公表については、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行う必要がある。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用に当たっての留意点については、令和5年3月事務連絡及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のQ&A等において周知しており、これらも参考に、引き続き、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金においても効率的・効果的な事業に活用するとともに、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任をしっかり果たしていただきたい。

なお、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第5の3に規定しているところであり、制度要綱にて実施状況及びその効果について、事業完了の翌年度末までに公表するとともに、事業完了年度の翌々年度の4月には公表の完了について内閣総理大臣あてに報告することとしているため、留意されたい。

各地方公共団体におかれでは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方公共団体の公表事例も適宜参考にされ、適切な方法により、事業の実施状況及びその効果の検証結果を公表されたい。

また、会計検査院の令和5年度決算検査報告を踏まえ、臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果の公表について、地方公共団体におかれでは、令和6年11月6日付け事務連絡の留意事項の「2. 事業実施に係る国民への情報提供」に留意して、公表してください。

なお、内閣府地方創生推進事務局HPにおいて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業の実施状況等を公表されている地方公共団体の当該公表に係るURLの一覧を掲載しているため、合わせて参考とされ

たい。

(参考)

- <https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/jimurenraku.html>
地方公共団体向け文書及び資料（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連）
5. 臨時交付金の実施状況及びその効果に関する公表状況

8-2 内閣府による実施計画の公表は、どのような内容について行われるのか。

実施計画記載の全ての事業について、実施計画の記載事項のうち「地方公共団体名」、「交付対象事業の名称」、「事業の概要」、「事業始期」、「事業終期」、「総事業費」欄等の記載内容については、順次、内閣府のホームページ等で公表することとしているので、あらかじめ留意されたい。

8-3 内閣府による実施計画の公表は、どのような形で行われるのか。

各地方公共団体が臨時交付金を活用した事業については、内閣府のホームページにおいて、関連情報とともに順次掲載予定。

8-4 地方公共団体において、実施計画の公表はどの時点で行えばよいか。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施した事業の実施内容を地域住民が早期に把握できるようにするため、交付決定を受けた後、内閣府から確認を受けた令和7年度実施計画を地方公共団体のホームページ等で速やかに公表されたい。

8-5 効果検証及び公表はどの時点で行えばよいか。例えば、令和7年度実施計画に記載した事業は、繰越し事業を含むすべての事業完了後に行えばよいのか。それとも、1つ1つの事業完了後に行う必要があるのか。

実施計画を提出した年度に関わらず、1つ1つの事業について、事業完了の翌年度中に公表する必要がある。

8-6 制度要綱に基づき実施する「交付対象事業の実施状況及びその効果の公表」は、全事業について、行わないといけないのか。

実施計画に掲げた全事業について、公表されることが望ましい。ただし、事業の目的や内容から、その効果を測定することが困難であるものは、この限りではないが、少なくとも実施状況については全事業公表されたい。

【参考】令和5年度低所得世帯支援枠について

以下は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー・低所得世帯支援枠）Q&A（第6版／令和6年10月1日）から令和5年度低所得世帯支援枠に関するQ&Aを抜き出したものです。なお、引用箇所を変更したQ&Aは変更箇所にアンダーラインを付しています。

○ 交付限度額の考え方及び留意事項如何。

交付限度額（基本分）の算定について、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金））（以下「緊急支援給付金」という。）による支給世帯数をもとに算定する。

交付限度額（追加分）の算定について、各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において市町村民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）を世帯主とする世帯の全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）の数から概算非課税世帯数を引いた値をもとに交付限度額（追加分）を通知することとなる。

○ 納付対象者による確認書や申請書等の提出期限や、市町村による対象世帯への支出決定の期限はいつか。また、交付限度額（追加分）の算定に当たり、各市町村が実施した事業における支援世帯数及び追加非課税世帯数等を調査する予定とされているが調査はいつ実施するのか。

期限については以下の通りとする。

- ・申請期限：遅くとも令和6年5月31日まで

支出決定の期限：遅くとも令和6年6月30日まで

- ・支援世帯数の調査時期：令和6年7月頃

※上記の申請期限については、支出決定期限までに支出決定可能であれば、市町村の判断で後ろ倒しすることも可能。

なお、地方公共団体においては、上記スケジュールも参考としつつ、今般の経済対策において、「物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。」とされたことも踏まえ、物価高に伴う影響を被る低所得世帯の方々が必要な支援を可及的速やかに受けられるよう、事業を計画されたい。

○ 支援した世帯数のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数の確認方法如何。

例えば、低所得者支援枠を活用する事業については、あらかじめ特定公的給付の指定を受けることで、令和5年度分の住民税非課税世帯を特定し、実際に支援した低所得世帯と照らし合わせることで、確認することが考えられる。なお、特定公的給付の指定については、Q&A（第6版）1—32及び2—10を参照されたい。

また、低所得世帯へ支援を行うに当たって申請書を提出させ、当該申請書の中で、住民税の課税などの個人情報を職員が確認することの本人同意を得た上で、当該申請者が令和5年度分の住民税非課税世帯に該当するか確認することも考えられる。

各地方公共団体における地域の実情に応じて、低所得世帯支援の事業を計画されたい。

○ 低所得世帯への支援の方法は現金給付に限られるか。

限らない。地域の実情に応じて、例えば、7万円相当の商品券やマイナポイント、市町村独自の地域通貨電子マネー、その他現物を配布する等の支援方法でも構わない。

また、低所得世帯に対する補助・給付の額については、7万円を上限とするが、地域の実情に応じて、推奨事業メニューを活用して7万円を超える補助・給付を行うことは可能。

○ 低所得世帯の中でも、各世帯の人数や収入・所得によって給付額に差を設けることは可能か。

低所得世帯に対する補助・給付の額については、7万円を上限とするが、地域の実情に応じて、推奨事業メニューを活用して7万円を超える補助・給付を行うことは可能。

また、交付限度額（追加分）の算定について、各市町村が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するとして実施した事業における令和6年6月30日までに支出を決定した世帯数（以下「支援世帯数」という。）のうち、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において市町村民基本台帳に登録されている者を世帯主とする世帯の全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）の数（以下「調整非課税世帯数」という。）から緊急支援給付金における支給世帯数を引いた値をもとに交付限度額（追加分）を通知することとなることに留意されたい。

- 地域の実情に応じて、令和5年度住民税非課税世帯以外（家計急変世帯、令和5年度分の住民税所得割のみ非課税世帯、令和4年度分の住民税非課税世帯、生活保護世帯（医療扶助等）等）の低所得世帯を支援対象とすることはよいか。

交付限度額（追加分）の算定について、各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において市町村民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）を世帯主とする世帯の全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）の数から概算非課税世帯数を引いた値をもとに交付限度額（追加分）を通知することとなる。

また、住民税非課税世帯以外の低所得世帯への支援については、低所得世帯支援枠の交付限度額の算定対象にはならず、交付限度額を超える分については推奨事業メニューにより対応いただくことになるため、留意されたい。

- 特別な配慮を要する者（配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、措置入所等児童、措置入所等障害者・高齢者）は支援の対象となるか。

支援対象については、地域の実情に応じて、各地方公共団体で支援対象に含める低所得世帯を判断されたい。

なお、下記のとおり算定の対象となり得るため、対象者からの申請があれば対応をされたい。

交付限度額（追加分）の算定については、各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において市町村民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）を世帯主とする世帯の全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）の数から概算非課税世帯数を引いた値をもとに交付限度額（追加分）を通知することとなる。

なお、離婚、死別、行方不明（警察署への行方不明者届の届出がある者や家庭裁判所による失踪宣告がある者等をいう。）の他、特別な配慮を要する者（配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、措置入所等児童、措置入所等障害者・高齢者）については、住民税における取扱いに関わらず、（元）配偶者や親族、里親等に扶養されていないものとして判定することは可能であり、基準日における令和5年度住民税均等割非課税である世帯として支援を実施した場合、交付限度額（追加分）の算定対象となりえる。

さらに、支援対象の考え方については、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支援対象等を参考することも考えられるが、家計急変世帯、住民税免除とならない生活保護（医療扶助等）世帯については交付限度額の算定の対象とならない場合があるため、留意されたい。

このほか、給付金・定額減税一体支援枠のQ&Aについても適宜参照されたい。

○ 生活保護世帯は支援の対象となるか。

支援対象については、地域の実情に応じて、各地方公共団体で支援対象に含める低所得世帯を判断されたい。

なお、住民税免除とならない生活保護（医療扶助等）世帯については交付限度額の算定の対象とならない場合があるため、留意されたい。

- 低所得世帯支援を行うに当たり、事務費が配分された交付限度額を超える場合、不足分は手当されるのか。

事務費が通知された交付限度額を超える場合は、推奨事業メニューとして通知する交付限度額（5,000 億円）等の活用も検討されたい。ただし、各市町村における過去の給付事務の経験・情報等を活用して、事務の効率化を図るよう努められたい。

- 低所得世帯を支援するに当たり、特定公的給付の指定を受けることは可能か。

特定公的給付の指定については、Q&A（第6版）1－32を参照されたい。

- 低所得世帯支援枠を活用した事業は、令和5年12月1日基準としなければならないか。

給付等の対象世帯は、令和5年12月1日に住民登録のある世帯とすることを目安とするが、地域の実情に応じ、迅速な支給のために必要であれば、地方公共団体の判断で令和5年12月1日以前の時点で住民登録のある世帯を対象として先行給付することも可能。このため、例えば、令和5年3月予備費により措置された低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯への3万円を目安とした給付の実施に際して各市町村が設定した日時点で住民登録のある世帯を対象として先行給付することも可能である。

また、先行給付する市町村においては、先行給付実施後の転入等により新たに住民登録が行われた世帯に対する給付漏れが発生しないよう、改めて令和5年12月1日時点で対象世帯を把握し、転入者等に給付すること。

この際、令和5年12月1日までに転出した世帯等の分については、低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）の対象にはならないため、交付限度額（概算分）を超える分については推奨事業メニューにより対応となるため、留意されたい。

- 低所得世帯への支援として現金を給付する場合、支給方法、支給対象世帯及び支給額などについて、国から示されないのか。

交付限度額（追加分）の算定にあたっては、令和5年12月1日に住民登録のある世帯としている。また、低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯に対する補助・給付の額については、7万円を上限としている。

そのため、国から支援方法等を示すものではない。

なお、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金や令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支援方法等を参照することも考えられる。

- 令和4年度の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金における支給方法では、支援対象世帯に対して確認書を送付しているが、低所得世帯支援枠を活用した事業により現金を給付する場合においても支援対象世帯に対して確認書を送付し、当該世帯からの返送を待って給付する必要はあるか。

低所得世帯支援枠を活用して実施する事業は、地域の実情に応じてきめ細かな支援を行っていただくものであり、その支援方法等は、各地方公共団体において、検討していただくものであり、支援対象世帯に対して確認書等を送付するかどうかも含め支援方法を検討されたい。

なお、本事業は、物価高の影響を受ける低所得者に迅速に支援を行うものであり、

例えば、

- これまで行ってきた給付事務の実績や特定公的給付制度の活用などにより、地方公共団体が支給要件に該当すると考えられる世帯に対して通知書を送付し、給付を希望しないか、公金受取口座等以外への振込を希望するか、支給要件に該当しないかなどについて、一定期間（2週間程度）に申し出や届出を受け付け、申し出や届出が無かった世帯に給付をする方法、
- 上記以外の世帯に対しては、支援対象世帯に当たることについて確認する確認書などを送付し、確認書の返送を求め、給付をする方法、
- 特別な配慮を要する世帯（配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者等）については申請を受け付け、給付をする方法、

などが考えられるが、各地方公共団体において事務の迅速・効率化や受給者の利便性の観点などを踏まえて、オンライン申請サービス※の活用を含め、適宜に支援方法を検討いただきたい。

※市町村からの案内通知に二次元コード、管理番号を付し、案内サイトやSNSからの申請を促す方法など

○ 低所得世帯支援枠を活用した事業を実施しなくても良いか。

物価高の影響を切実に被っておられる低所得の方々に一刻も早く支援を届けるという今般の支援の趣旨に鑑み、低所得世帯支援枠を活用し、低所得世帯への支援を実施されたい。

○ 低所得世帯支援枠を低所得世帯以外の生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業に充当することは可能か。

不可。

○ 低所得世帯支援枠に係る交付限度額のうち事務費分として通知された交付限度額について、事務費以外の低所得世帯へ給付する原資等に充当しても良いか。

事務費分として通知する交付限度額は、低所得世帯支援事業（低所得世帯を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業）に係る経費に限り充当できる。各市町村の工夫で、より効率的・効果的に低所得世帯への支援を実施できるよう、低所得世帯への支援の実施に係る事務費であれば、自由度高く活用できるものとしている。

具体的な事務費の活用として、次のようなものが考えられる。

- ・書類審査や振込事務、コールセンター等の業務の人員確保や外部委託
- ・低所得世帯への支援の周知（チラシ、HP）

なお、外部委託を行う場合、市町村は、委託先（再委託先等を含む。）における業務内容や委託業務開始後の業務実態等について、隨時適切に把握するよう努めること。

そのため、例えば、以下の事項に該当するものには充当できないので留意すること。

- ・低所得世帯へ給付する現金や商品券等
- ・低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯への支援の実施に係る事務と直接の関連性が認められないもの

- 支援対象に、地方税法第 323 条に基づき条例で定めるところにより市町村民税均等割を全額免除された世帯を含めた場合、交付限度額の算定に当たって当該世帯は算定対象となるか。

交付限度額（追加分）の算定について、各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和5年 12 月1日（以下「基準日」という。）において市町村民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）を世帯主とする世帯の全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）の数から概算非課税世帯数を引いた値をもとに交付限度額（追加分）を通知することとなる。

例えば、地震等の災害の発生を踏まえ、条例に基づき市町村が市町村民税を免除することが想定されることから、交付限度額の算定における「住民税均等割が非課税である世帯数」には、条例に定めるところにより市町村民税均等割を全額免除された世帯数も含むものとする。なお、令和6年能登半島地震の被災者については、住民税の免除の有無に関わらず、条例により住民税均等割が全額免除される水準となった者を含む世帯について、令和5年度住民税均等割非課税世帯として扱い、給付（合計 10 万円）の対象となる。詳細は、令和6年1月 26 日付け事務連絡「重点支援地方交付金を活用した給付金における令和6年能登半島地震の被災者への対応について」及び令和6年2月 16 日付け事務連絡「令和6年能登半島地震の被災世帯向け給付に係る重点支援地方交付金の取扱いについて」を参照されたい。

- 未申告者を所得がないものとして取扱い、支援対象に含めても良いか。また、当該世帯を支援対象に含めた場合、交付限度額の算定に当たって当該世帯は算定対象となるか。

地域の実情に応じて、各市町村で支援対象に含める低所得世帯を判断されたい。

算定の対象とならない世帯を算定対象に含め、交付を受けたことが明らかとなった場合は、国庫返還を要する場合もあることに留意されたい。

- 支援対象に令和 5 年度住民税均等割非課税世帯以外も含める場合に、配分

された事務費を非課税世帯以外への支援に伴い生じた事務費に活用しても良いか。

低所得世帯支援枠を活用して実施する事業に付隨する事務費に、低所得世帯支援枠に係る交付限度額（事務費分）を活用することは可能である。

○ 低所得世帯への支援として現金を給付する場合、どのような世帯に対する給付金が、差押禁止・非課税の対象となるのか。

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」の公布・施行を踏まえた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の取扱いについて（令和5年11月29日付け事務連絡）及び「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」の公布・施行を踏まえた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち給付金・定額減税一体支援枠等の取扱いについて（令和5年12月28日付け事務連絡）のとおり、以下に掲げるいずれかの世帯が対象となる。

① 令和4年度分又は令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分又は令和5年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（以下③及び④において「住民税非課税世帯」という。）

② 令和4年1月以降の家計急変世帯

緊急支援給付金において支給対象とされていた令和4年1月以降の家計急変世帯

③ 令和5年1月以降の家計急変世帯

住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和5年1月以降各市町村が定める申請日の属する月（ただし、申請日が令和6年1月以降となる場合は、令和5年12月とする。）までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。以下同じ。）が、市町村民税均

等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。令和6年度分の市町村民税均等割が非課税となる見込である世帯を含む。)

④ 令和6年1月以降の家計急変世帯

住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和6年1月以降各市町村が定める申請日の属する月（ただし、申請日が令和7年1月以降となる場合は、令和6年12月とする。）までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和6年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和6年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和6年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

○ 算定対象世帯の定義は、住民票上の世帯との認識でよいか。

特別な配慮を要する者（配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者等）等に考慮する場合、地域の実情に応じ、対象とする世帯を定められたい。

○ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとあるが、支援対象世帯に対して確認書を送付する必要はあるか。

重点支援地方交付金を活用して実施する事業は、地域の実情に応じてきめ細かな支援を行っていただくものであり、その支援方法等は各地方公共団体において検討していただくものである。

なお、本事業は、物価高の影響を被る低所得の方々に迅速に支援を行うものであることにも留意し、

例えば、

- ・市町村が支給要件に該当すると考えられる世帯※に対して通知書を送付し、給付を希望しないか、公金受取口座等以外への振込を希望するか、支給要件に該当しないかなどについて、一定期間（2週間程度）に申し出や届出を受け付け、申し出や届出が無かった世帯に給付をする方法、
- ・上記以外の世帯に対しては、支援対象世帯に当たることについて確認する確認書などを送付し、確認書の返送を求め、給付をする方法、

などが考えられるが、各市町村において事務の迅速・効率化や受給者の利

便性の観点などを踏まえて、オンライン申請サービスの活用を含め、適宜に支援方法を検討いただきたい。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除いて支援を行った直近の給付金等において扶養状況を確認済みの世帯であり、その後、当該世帯に転入した者がいない世帯など

- 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとあるが、具体的にはどのような範囲となるか。

扶養親族等には、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族（16歳未満の者を含む）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれる。

- 令和5年12月1日以前の基準日で先行給付を行う市町村から転出する者等への重複給付を防止するため、各市町村においては、給付の対象となる転入者等に対しては、確認書等で重複給付の有無を確認することとされているが、具体的な確認方法如何。

重点支援地方交付金を活用して実施する事業は、地域の実情に応じてきめ細かな支援を行っていただくものであり、その支援方法等は各地方公共団体において検討していただくものである。

なお、本事業は、物価高の影響を被る低所得の方々に迅速に支援を行うものであることに留意し、

例えば、

- ・直近の給付金等において給付を実施した世帯に対して、重複給付がある場合申し出る旨を記載した通知書を送付し、給付を希望しないか、公金受取口座等以外への振込を希望するか、支給要件に該当しないかなどについて、一定期間（2週間程度）に申し出や届出を受け付け、申し出や届出が無かった世帯に給付をする方法、

- ・重複給付の可能性のある転入者等に対しては、確認書等で「既に他の市町村で7万円の給付を受けていないこと」を確認し、給付をする方法、

などが考えられるが、各市町村において事務の迅速・効率化や受給者の利便性の観点などを踏まえて、オンライン申請サービスの活用を含め、適宜に支援方法を検討いただきたい。

○ 国でファストパスのモデルを作成するのか。

「給付に当たっての自治体独自の各種オンライン申請サービスの活用について」（令和5年11月29日付け事務連絡）において示した、地域の実情に応じて「オンライン申請による申請者については、他の申請者よりも、速やかに給付を行うこと（ファストパスの設定）」とは、「意向確認等をオンライン申請等で行い、返送受付期間の経過を待たず速やかに入金」という意味であり、7万円給付について国が統一的な制度として導入するといった趣旨ではない。

○ 住民税が課税されている配偶者の被扶養者（無収入）であった者が、基準日（令和5年12月1日）の翌日以降に離婚した場合、当該離婚後の世帯は、住民税非課税世帯に対する給付の対象となるか。

給付対象者を一義的に確定するためには、特定期日における事情をもって対象者の範囲を決める必要があり、本件のように、基準日の翌日以降の離婚等の世帯の変更により住民税非課税世帯となった場合には、原則として、交付限度額（追加分）の算定対象とならない。

このような場合には、ひとり親に対する児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉資金貸付金制度といった既存制度などについて、市町村の窓口等においても周知されたい。

○ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとあるが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、算定の対象となるか。

世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合には、算定の対象外となる。例えば、令和5年度住民税非課税の2人世帯において、1人は住民税が課税されている者の扶養親族、1人は扶養親族等でない世帯に支援を実施した場合、交付限度額（追加分）の算定の対象となる。

（例）世帯主Aと配偶者Bの高齢者夫婦のみ世帯（住民税非課税）の場合

- ① ABともに子C（課税）の扶養となっている→算定対象外
- ② Aのみが子C（課税）の扶養となっている→算定対象になり得る

- ③ A が子 C(課税)、B が子 D(B を扶養することで非課税)の扶養となっている→算定対象になり得る

○ 事業の実施に必要な契約の締結については、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金における取扱いと同様、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号等の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約が容認されるか。

本事業は、物価高の影響を受ける低所得者に迅速に支援を行うものであり、本事業に係る個別の契約において、例えば競争入札の方法による手続ではその時機を失するなど、緊急の必要があると認められる場合には、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づき、随意契約を締結することができるものと考える。なお、緊急の必要があるかどうかは、各市町村において、客観的な事実に基づいて個々具体的に判断するものである。

○ 低所得世帯支援枠の給付事業の事務費が余った場合に、当該事務費を次期の給付の事務費に活用してよいか。

低所得世帯支援枠の事務費分として通知する交付限度額は、低所得世帯支援事業（低所得世帯を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業）に係る経費に限り充当できる。

この際、支援対象については、地域の実情に応じて、各市町村で支援対象に含める低所得世帯を判断できることとしており、低所得世帯支援枠の事務費の交付限度額（令和 5 年住民税非課税世帯以外については算定の対象となるない）の余剰を定額減税一体支援枠を活用した給付事業の事務費に充当することは可能である。

各市町村における過去の給付事務の経験・情報等を活用して、事務の効率化を図るよう努められたい。

なお、市町村負担が生じないように、上記充当分についても漏れなく実績報告時にご報告下さい。